

1 計画策定の趣旨

瑞浪市では、「瑞浪市障害者計画」「瑞浪市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障がい者や家族等の高齢化、障がいの重度化・重複化により障がい福祉のニーズは複雑多様化しています。また、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。

今回、瑞浪市では、「第4次瑞浪市障害者計画」「第5期瑞浪市障害福祉計画」を策定しました。この計画は、近年の社会情勢の変化や障がい者制度の動向、市民のニーズ等を踏まえ、これまでの取り組みを点検し、第3次瑞浪市障害者計画、第4期瑞浪市障害福祉計画について必要な見直しを行ったものです。児童福祉法の改正により新たに策定することとなった「障害児福祉計画」については、第5期瑞浪市障害福祉計画と一体的に策定しました。

この計画により、瑞浪市の障がい者福祉の向上を図り、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる共生社会の実現」を目指します。

2 計画の性格

① 障害者計画

障害者基本法に基づき、瑞浪市における障がい福祉施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国・県の障害者計画を基本とし、さらに瑞浪市における障がい者の現況を踏まえ、保健・医療・教育・社会参加・防災等の各分野からの視点により、瑞浪市の障がい福祉施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

② 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込み等を定めた計画です。「瑞浪市障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的な方策や目標値を定めます。

③ 障害児福祉計画

平成28年6月の児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた計画です。瑞浪市障害福祉計画と同様、国の定める基本指針に即して定めるものとされており、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込み等を定めます。

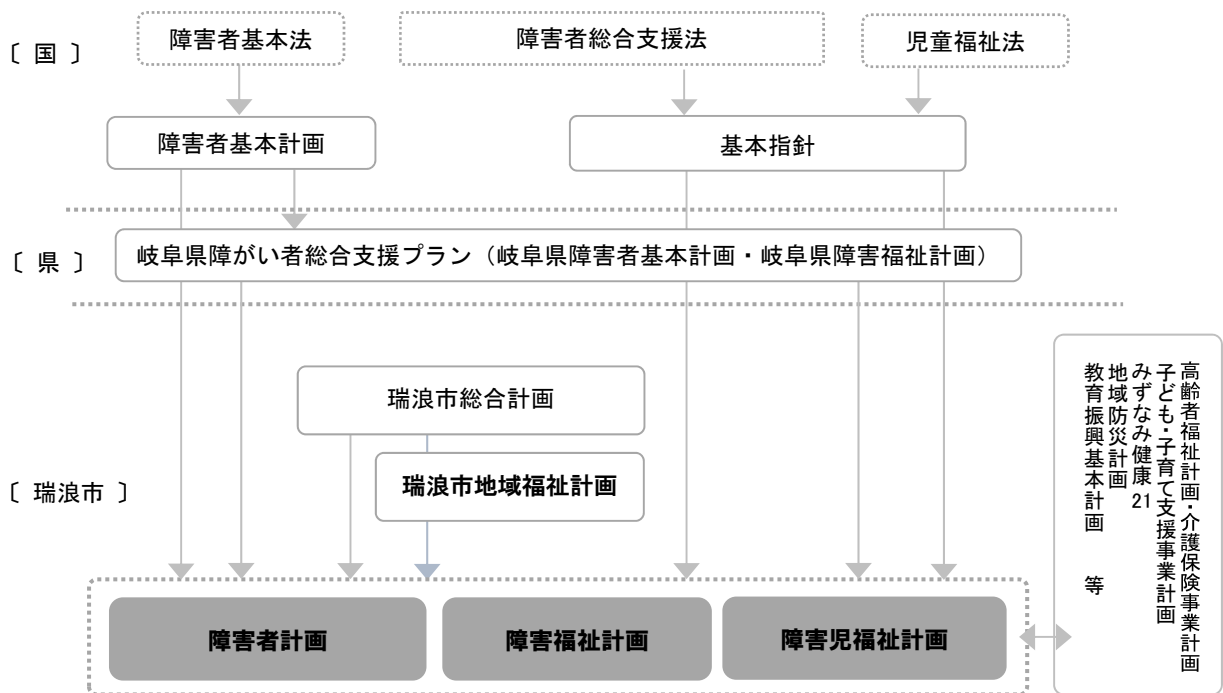
④ 計画の一体性

瑞浪市では、「第3次瑞浪市障害者計画」の中に「第3期・第4期瑞浪市障害福祉計画」を含め、一体的に策定してきました。本計画においても、施策の理念や基本方針を定める「第4次瑞浪市障害者計画」と、サービス確保の具体的な方策等を定める「第5期瑞浪市障害福祉計画」を一体的に策定します。また、今回第1期となる「瑞浪市障害児福祉計画」についても、「第5期瑞浪市障害福祉計画」と一体的に策定します。

⑤ 関連計画との整合性

本市の上位計画である「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

図1 計画の位置づけと関連計画



3 計画の期間

① 障害者計画

「第4次瑞浪市障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。

② 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。「第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。国の障がい福祉施策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中も見直しを行うこととします。

図2 計画期間

年度	平成 24～26年度	平成 27～29年度	平成 30～32年度	平成 33～35年度
障害者 計画	第3次		第4次	
障害福祉 計画	第3期	第4期	第5期	
障害児 福祉計画			第1期	

4 計画の対象者

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

5 計画策定の方法

（1）障がい者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障がい福祉施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、瑞浪市における障がい者を取り巻く現況を把握・分析しました。

- 人口・世帯の状況（人口構造、世帯動向）
- 障がい者の状況（手帳所持者、医療費助成、障害支援区分、特別支援学校在籍者等）
- 拠点施設の状況（保健・福祉・障がい者施設、公共施設）
- 人的資源の状況（NPO、ボランティア団体等） 等

（2）アンケート調査の実施

生活上の課題やサービス利用意向、障がい福祉施策に対する要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

① 市民アンケート

区分	一般調査	障がい者調査
調査対象	瑞浪市在住の20歳以上の方から無作為抽出(1,000人)	瑞浪市在住の障がい者手帳所持者から無作為抽出(1,000人) (身体700人、療育200人、精神100人)
実施期間	平成29年4月～5月	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	23問	57問
有効回答数	485通(有効回答率 48.5%)	572通(有効回答率 57.2%)

② 関係団体アンケート

区分	当事者団体・ボランティア団体	サービス提供事業者
団体数	13団体	19団体
実施期間	平成29年11月～12月	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	8問とテーマ別意見	9問とテーマ別意見
有効回答数	13通(有効回答率 100%)	19通(有効回答率 100%)

(3) 現行計画の進捗評価

① 施策・事業の実施状況の点検・評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取り組み状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

② 障害福祉サービスの給付実績等の分析

現行計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(4) パブリックコメントの実施

瑞浪市障害者計画等推進委員会において計画素案を審議しました。また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメント[※]を実施しました。